

令和4（2022）年2月28日開催

令和3年度

柏崎市農業委員会第21回総会議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会第21回総会 議事録

- 1 日 時 令和4（2022）年2月28日（月）
- 2 場 所 本庁4階 4-3、4-4会議室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第3条の許可を要する農地の買受適格証明願について
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第4号 農地法第5条許可申請について
議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更に
ついて
議第6号 農業委員への女性登用の推進に向けた取組について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後1時30分

霜田事務局長

これより第21回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

霜田事務局長

委員数は19人です。欠席報告1人、現在の出席委員数は18人で、過半数であることを報告いたします。

議長

ただ今、事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

それでは、2番 灰野 善栄委員、16番 阿部 淳一委員の2人を指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」の申請番号1及び2の案件が、農業委員 水野 美保委員に関する案件でありますので、水野委員の退席を求めます。

－ 水野委員が退席 －

議長

事務局に説明を求めます。

山崎事務局長代理

議案書1ページを御覧ください。議第1号 農地法第3条許可申請 申請番号1及び2について、御説明申し上げます。

申請番号1 安田地内、4筆、田、計1,647㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号2 加納地内、田、92㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号1及び2について、それぞれ地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の山崎局長代理、大橋係長が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第7号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「議長」との声あり －

No.5 安野 検一農業委員

申請番号1の渡人〇〇さんのところですが、4筆で1,647㎡とありまして、借入地が99㎡ありますが、こちらも含めての1,647㎡なのでしょうか。

山崎事務局長代理

今回、売買の対象となっている面積4筆が1,647㎡になっています。それと〇〇さんの経営面積の貸付が1,647㎡になっておりますが、〇〇さんが所有している土地のうち貸付けているものが1,647㎡あるということです。

議長

安野農業委員、よろしいでしょうか。

No.5 安野 検一農業委員

はい。

議長

他、ありませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第1号 申請番号1及び2の案件を許可処分と決定とすることに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第1号 申請番号1及び2の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました水野委員の入室を求めます。

－ 水野委員が入室 －

議長

水野委員に退席を求めましたが、申請番号1及び2の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、議第1号 申請番号3から申請番号6の案件について、事務局に説明を求めます。

山崎事務局長代理

申請番号3から申請番号6について御説明いたします。議案書の1ページを御覧ください。
申請番号3 森近地内4筆、田、計4,041㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号4 藤井地内9筆、田及び畑、計5,107.15㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号5 平井地内3筆、畑、計780㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号6 下田尻地内、田、1,021㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号3から申請番号6までについて、それぞれ地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の局長代理山崎、大橋係長が現地調

査を行いました。審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第7号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第1号 申請番号3から申請番号6の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第1号 申請番号3から申請番号6の案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第2号 農地法第3条の許可を要する農地の買受適格証明願について」事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

議案書2ページを御覧ください。議第2号 農地法第3条の許可を要する農地の買受適格証明願について、御説明申し上げます。

田屋地内5筆、田、計4,486㎡。願出理由は、柏崎市執行の公売に参加のためです。

本案件については、申請者が最高価買受人となった場合には、所有権を移転するため第3条の規定による許可申請書が提出されることから付帯決議とみなしまして、買受適格証明書の交付を受けたものが最高価買受人となり、農地法第3条の許可申請書を提出した場合、農業委員会の会長は買受適格証明書を交付した時点と事情が相違していない場合に限り、許可しても差し支えないものとするとして、会長の専決許可を付するものであります。

審査結果の3ページを御覧ください。農地法第3条第2項(2)に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございません

か。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を証明発行処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を証明発行処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号 1 新赤坂三丁目地内、畑、219 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。本案件につきましては、当初計画者が建売住宅を建築する予定でしたが、これを変更し、承継者が一般個人住宅を建築するものです。議第 4 号、農地法第 5 条許可申請、申請番号 4 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表 5 ページ下段のとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」の申請番号 1 の案件が、農業委員水野 美保委員に関する案件でありますので、水野委員の退席を求めます。

－ 水野委員が退席 －

議長

事務局に説明を求めます。

大橋係長

議案書 4 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請の申請番号 1 について御説明いたします。

申請番号 1 加納地内、畑、59 m²。農機具格納庫。第 2 種でございます。

申請地は、渡人が昭和 45 年頃より車庫敷地として利用しておりましたが、今回の従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。なお、当該家屋については、許可後、農機具格納庫として利用される計画となっております。なお、審査結果につきましては許可申請書類、審査結果一覧表の 6 ページ、案件番号 1 のとおり問題はありませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請番号 1 の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号の申請番号 1 の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました水野委員の入室を求めます。

－ 水野委員が入室 －

議長

水野委員に退席を求めましたが、申請番号 1 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、議第 4 号 申請番号 2 から申請番号 6 の案件について、事務局の説明を求めます。

大橋係長

議第 4 号 申請番号 2 から申請番号 6 の案件について、御説明をいたします。

申請番号 2 加納地内、田、138 m²。通路。第 2 種でございます。申請地は、受人が昭和 46 年頃より隣接する車庫、作業所及び倉庫の通路として使用しており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 3 小島地内、4 筆、畑、206 m²。宅地の拡張。第 2 種でございます。本件につきましては、受人は埼玉県内で犬のブリーダー事業を営んでおり、隣接する住宅を購入して本市に移住するにあたり、申請地を併せて購入し、庭兼ドッグランとして利用する計画となっております。

申請番号 4 新赤坂三丁目地内、畑、219 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 5 新赤坂四丁目地内、畑、333 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 6 両田尻地内、6 筆、田、2,424 m²。駐車場。第 3 種でございます。申請地につきましては、隣接する受人所有のアパート駐車場及び貸駐車場として利用される計画となっております。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表 6 ページの案件番号 2 から案件番号 6 のとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請番号 2 から申請番号 6 の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号の申請番号 2 から申請番号 6 の案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農地利用集積計画の変更につい

て」事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について、御説明いたします。議案書の 5 ページを御覧ください。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり変更する。1、事業の区分、利用権設定等促進事業。2、権利の種類、賃借権。3、利用権の設定・移転の別、移転。4、権利の移転日、令和 4（2022）年 3 月 20 日。5、権利の終了日、明細表に記載のとおり。6、対象農地の面積、賃借権（一般分）、田（6 筆）、5,955.50 m²。7、関係人の数、受人 1 人、渡人 1 人、所有者 1 人。8、計画変更の理由、明細表に記載のとおり。9、実施地区、柏崎市。10、公告予定年月日、令和 4(2022)年 3 月 18 日。農用地利用集積計画変更の明細は次ページのとおりです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に「議第 6 号 農業委員への女性登用の推進に向けた取り組みについて」事務局の説明を求めます。

霜田事務局長

7 ページを御覧ください。この度上程させていただきました、農業委員への女性登用の推進に向けた取組について、少しお時間を頂きまして経過概要、議案を説明させていただきます。

女性の登用につきましては、皆さん御存じだとは思いますが、国を始めいろんな会合で、

または場面で議論されているところでもあります。今回、1月27日付の農林水産省から示されました、女性登用に向けた具体的な取組に向けて、これを踏まえての上程ということになります。その中で、第五次男女共同参画基本計画に農業委員に占める女性の割合に関する目標が定められておりまして、女性登用推進の取組計画を策定し、それに沿って実行すべし、と示されております。具体的には、柏崎市の農業委員会の場合ですと、令和7年度までに農業委員に占める女性の割合について30%を目標とし、現在は19人の農業委員でありますので、6人の女性を登用しなければならないという計算になります。

この女性登用につきましては、前回1月31日の第20回総会の後に運営会議を開催し、運営会議委員の皆さんと議論をさせていただきました。その時の意見等を紹介いたします。

「女性登用が30%とされているが、その意義や目的とするところが分からない。」

「『30%はできない』などの意見は通用するののか。」

「従来の委員さんの区割り、認定農業者の過半を占めなければならないということ、中立委員など、農業委員会を構成するにあたって、委員の割合が示されていますが、女性が出やすい委員でなければならないのではないのか。女性の部会を作るだとか、女性の視点を生かした農政を検討していただくなどして、女性を公募したらどうだろうか。」

「女性の登用を増やすのはもちろん、女性が出やすい環境が整備されているべきだ。家庭や地域があるなかで、女性が出やすい環境とはどういったところなのか。出やすい環境を作るうえで予算の措置というところも当局と詰めていかなければならないのではないのか。」

こういった意見が出されたところでもあります。また、2月8日（火）に農業委員会役員等研修会が開催されました。

出席した安野委員からは、スケールメリットの話の質問をされたところでもあります。研修の際の女性を増やすとどうなるのか、という話に対し、女性登用の効果についての質問をしていただきました。

この研修会の中で、興味深いお話を頂いたのが、東京農業大学の堀部 篤教授です。先ほどの質問をする中で、堀部先生はこんなことをおっしゃっていました。「女性農業委員が10%増加すると、遊休農地の面積が9.1%減少します。」また、「女性委員が10%増加すると、農業者年金の加入者が1.4%増加します。」こういったことを先生方が研究されており、説明の中でおっしゃっていました。もちろんのことですが、農地の権利移動、集積業務に女性がつくことになっても悪い影響は与えないということ、女性登用の効果があるということ堀部先生はおっしゃっていました。

つきましては、皆さんにお示ししました案について取り組むこととして議案を上程させていただきましたので、御審議くださるようよろしくお願い申し上げます。予定としましては、今回議決を頂きましたら、これを基本にして3月に計画を作り、県に挙げさせていただきた

ということでお諮りすることでございます。それでは議案を読みます。

議第6号 農業委員への女性登用の推進に向けた取組について

農業委員への女性登用の推進に向けて、下記のとおり成果目標を設定するとともに、取り組む事項を定める。

令和4(2022)年2月28日提出 柏崎市農業委員会 会長 石塚 道宏

1、成果目標、農業委員に占める女性の割合について30%を目標とし、令和7年度末の目標女性委員数を6人とする。

2、女性の登用に向けて取り組む事項、(1)男女共同参画社会の理解及び醸成に向けて、柏崎市人権啓発・男女共同参画室と連携し、専門家等から女性登用の根拠、意義及び目的とするところの研修を行う。(2)現職の農業委員は、女性委員登用への理解を深めるとともに、女性が参画しやすい環境整備について協議を行う。(3)女性参画のための環境整備予算について、市長要望を行う。(4)農業者や農業関係団体に対して、農業委員候補者となり得る女性の推進を働きかける。

3、取り組む時期(1)令和4年(2022年)春、農業委員は、目標とする女性委員数を申し合わせ、女性登用への理解を深める。(2)令和4年(2022年)夏、柏崎市人権啓発・男女共同参画室と連携し、専門家の話を聞く等女性登用の意義や目的に理解を深める。あわせて、女性が参画しやすい環境について協議を行い、当該予算の確保に向けて市長要望を行う。(3)令和4年(2022年)秋、公募開始を前に、現職委員に対して、農業委員の候補者となり得る女性の推薦を働きかける。(4)令和5年(2023年)春、公募に際し、地域の農業者や農業団体等の関係者に対して、農業委員の候補者となり得る女性の推薦を依頼に回る。

こういう計画の中で、女性登用に向けた取組を行う方針をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

—「議長」との声あり—

No.5 安野 検一 農業委員

先日、ウェブ会議の中で質問をさせていただいたのですが、それ以降、農業会議の方から返答はありましたでしょうか。

霜田事務局長

特に農業会議の方からの返答はありませんでしたと、報告させていただきます。

議長

安野委員よろしいでしょうか。

No.5 安野 検一農業委員

はい。

議長

他に御意見御質問はありませんでしょうか。

－「議長」との声あり－

No.4 平野 松夫農業委員

質問なのですが、農業委員への女性登用ということで記載されていますが、この組織につきましては、農業委員と農地利用最適化推進委員という二段階といった形になっていると思うのですが、ここの農業委員（農地利用最適化推進委員）のステップアップができるような取組は考えていないのでしょうか。

霜田事務局長

前は農業委員と推進委員を一斉に公募したわけですが、推進委員を経験してから農業委員になるといったシステムを考えられているということによろしいでしょうか。

No.4 平野 松夫農業委員

システムというより、急に農業委員になるのはハードルが高い感じがするので、推進委員という制度があれば柔軟に農業委員に移行することができるのではないかと思います。急に農業委員といった高い道に行くよりも、推進委員から始めて、農業委員に移行するといった、そういう考え方はなかったのかなということです。

霜田事務局長

今ほどのお話を総括しますと、農業委員は全地で一斉の公募になります。推進委員は地域からの推薦を受けてこられます。農業委員の場合は、どこの地域かは関係なく出てきた方々を、市長が任命するような形で委員になられております。推進委員の場合は、地域から推薦された方を農業委員会の会長が委嘱しているような状況です。推進委員は地域で農地利用最適化を図ってもらうような役目を、農業委員は農地法に基づく審議をやってということで、

取り組む志向が違いますので、推進委員をやってから農業委員に上がってくるといった考え方はしておりません。

議長

平野農業委員よろしいでしょうか。

No.4 平野 松夫農業委員

はい、分かりました。

－「議長」との声あり－

No.17 水野 美保農業委員

平野委員のお話を聞きながら、女性として思ったことがあるのですが、私個人としては農業委員の方が女性としては活動しやすいと思っております。地域の推進委員ですと、実際に現場に出て地域の人たちと話し合いを行って、それをまとめていくのが推進委員の方だと思っておりますので、もしも自分にどちらかをやりなさいと言われてたら、推進委員は荷が重いと思います。なので、もし女性の登用に向けていかなければならないのであれば、農業委員の立場になれるような女性を増やしていただけるような話し合いをしていただきたいと思えます。今はこの中にはいないと思えますが、異業種の交流なども今後考えていくうえで、食を考えるうえでも、飲食の方や旅館の女将さんであるとか、そういった女性がこの場にいてくださると、食を作る立場の方の意見も聞けたら、幅広い農業委員の活動ができると思うので、そんなこともできたらいいなと思えます。以上です。

議長

他に御意見御質問はありませんでしょうか。

－「議長」との声あり－

No.5 安野 検一農業委員

霜田事務局長、平野委員、水野委員から貴重な意見が出たと思えますが、私たちも運営委員会の中でかなり話したと思えます。この議第6号については、方向性として会長が作っておくべきだろうということできたわけですが、本気度だと思えます。30%の女性登用をやるのだという本気度があって、やるのかやらないのか。本気でやるならば4名なり5名の委員を選抜して議論していくべきだと思えます。今は19名の中でも区割りがあるので、これを残していると30%の女性登用はかなり難しいと思えます。それも見直さないといけないのではないのでしょうか。

また、水野委員が先ほど言われたように有識者を入れるべきではないのでしょうか。農業をやっていないけれども農業委員にはなれるわけですから、大学や商工会の関係者を入れて、価値

観の上がる農業委員にしていくべきだと思います。法律のために、ただ女性を3割増やすというのは何も変わらないのではないのでしょうか。

霜田事務局長

ありがとうございます。事務局としましては、本気度を出すためにはどうしたらいいのか。そういったところを、何名かのグループになっての討論や、全員での議論をやっていただきたいと思います。そのうえで、30%の6人確保できればいいですが、取り組んだ結果が重要で、4人だったら4人で、それはそれで仕方ないのかなと思います。本気で取り組んだ結果がどうなのかというのは、令和5年の7月に改選を迎えますので、それに向けてどうあるべきかという議論を行っていただきたいというふうに考えます。

－「議長」との声あり－

No.10 尾崎 正俊 農業委員

前回この議案書を頂いて考えましたが、区域割で自分のエリアを見たときに、果たして、この女性にと矢を向けられる人がいるのだろうか。今はいろんな組織で女性登用があり、それは大賛成ですが、農業委員会という田んぼに関わるといった特殊な業種のなかで、なかなか1人を選ぶこと、あるいはお願いをできる人がいるのだろうか。それがものすごく心配です。議第6号の議案書については、これはこれで賛成なのですが、皆さんで6人を探しましょうとなったときに、本当に探せるのだろうかということが気になっています。

霜田事務局長

ありがとうございます。今の柏崎市の農業委員会では、議案の審議を行うことが多いですが、一つの例として、新潟や蒲原では旅館の女将さんや商店の女将さんが食育や六次産業の話をしております。今は柏崎市では行っておりませんが、プラスアルファで食育などの話をお願いするなど、視野を広げての女性登用も考えていければと思っております。

この後の事務局からの事務連絡の中でも説明させていただきますが、少し話をさせていただきます。農業委員の認定農業者の過半という要件が、農業委員会に関する法律の中で規定されています。施行規則の中で、要件を満たすことを要しない場合として定める農業委員会の基準というものがあります。具体的に申し上げますと、今までは農業委員の定数に8を乗じて得た数、19人ですので8を掛けると152人となります。令和4年2月時点での柏崎市の認定農業者は236人おられます。令和4年4月からは、30を乗じた数より下回っている場合は過半の要件を具備しなくてもよいということに変更されます。具体的には、19人掛ける30は570人ですので、2月時点の認定農業者数の236人よりも数が多くなります。そうすると、柏崎市の農業委員会は、過半の要件を満たさなくてもよいということになります。そうすると、認定農業者にこだわらずに、農業をしていない中立委員といった方に入っても

らって、子供たちの食の話やこれからの柏崎の食の話などをしてもらう方を増やしていけるかと思います。今までのように19人のうち10人は認定農業者でなければならないという規定がなくなります。認定農業者を確保しなければいけないと、皆様には頑張ってくださいましたが、今度からはそういった規定がなくなります。そういった部分で、女性が入りやすい、そして協議をしていただきやすくなるのではないかと思います。

－「議長」との声あり－

No.5 安野 検一 農業委員

そういったことがあるならば、来年に改選を迎えるわけですから、そのためのルール作りといいますか、方策を作っておくべきですね。全委員からその都度集まって意見を出してもらうよりも、御足労願いますが、数名の委員からある程度のたたき台を出していただいて、全委員の中で議論をした方がいいと思うのですが、いかがでしょうか。今までのことは運営委員がすべてやっているのでも、意味がないと思います。これから春で作業も忙しくなりますが、委員の中である程度のたたき台を作った方がいいのではないのでしょうか。

霜田事務局長

たたき台というのは、事務局の中である程度作って、皆さんにお伺いするような形でしょうか。

No.5 安野 検一 農業委員

地域の情勢があるわけですから、そういったこともふまえた中で農業委員の19人の中でたたき台を作るべきだと思います。

霜田事務局長

地域の中で、こうゆうふうやって集めたらどうだとかそういうことですか。

No.5 安野 検一 農業委員

それは全くなくて、農業委員の19名の中で3名がいいのか4名がいいのか分かりませんが、どうにか選抜してもらって、その方々でたたき台を少し作って、その後全委員会の中で議論してはどうかということです。

議長

この中から何名か選んで、小委員のようなものですかね。そういった形で具体的に組み込んでいくということよろしいでしょうか。

No.5 安野 検一 農業委員

はい、私は賛成です。

議長

ではまた運営会議の方で、具体的な取組について考えていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

No.5 安野 検一農業委員

はい。

議長

いろいろと御意見を頂戴しましてありがとうございました。他にないでしょうか。

議長

無いようですので、この議第6号について、事務局の提案のとおり決定とすることにご異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第6号について、事務局の提案のとおり決定することとします。具体的な作業については、また考えていきます。

議長

それでは、その他の事項を事務局からお願いします。

霜田事務局長

(その他連絡事項)

議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会 午後2時30分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____